

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成18年12月22日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨2丁目1番地ほか
- 3 法第8条第1項の規定により多度津町から聴取した意見の概要
当該店舗設置場所の地元住民から、開店直後に営業時間を3時間延長したことに対する苦情等があったので、大規模小売店舗立地法第4条及び第10条に基づき適切な対処をお願いしたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見を提出した者
 - ア 多度津商工会議所
 - イ 北鴨自治会第17班住民一同及びしまむら・マック多度津店北側団地住民一同
 - (2) 意見の概要
 - ア 多度津商工会議所
大規模小売店舗立地法第4条の規定による指針の配慮事項についても十分な対応をお願いするとともに「街並みづくり等への配慮」については特段のご配慮と協力をお願いしたい。
 - イ 北鴨自治会第17班住民一同及びしまむら・マック多度津店北側団地住民一同
設置者は、不特定多数の集客を行う大規模小売店舗を、一般住宅に隣接した場所に設置した事を十二分に鑑み、今後の店舗運営についてテナント側への対応を含め、周辺住民の住環境（安全・安心・快適・平穏）を確保するよう努めて頂く事を強く要望する。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
 - (2) 縦覧期間
平成19年5月8日（火曜日）から同年6月8日（金曜日）まで